

佐久市保健福祉審議会 保健部会 次第

平成29年8月30日(木)
午後4時00分より
第4委員会室

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 自己紹介

4 審議会・保健部会の組織について

5 部会長選出

6 部会長職務代理の指名について

7 審議事項

(1) 佐久市自殺対策総合計画の骨子案について

8 その他

9 閉 会

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号
改正 平成22年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

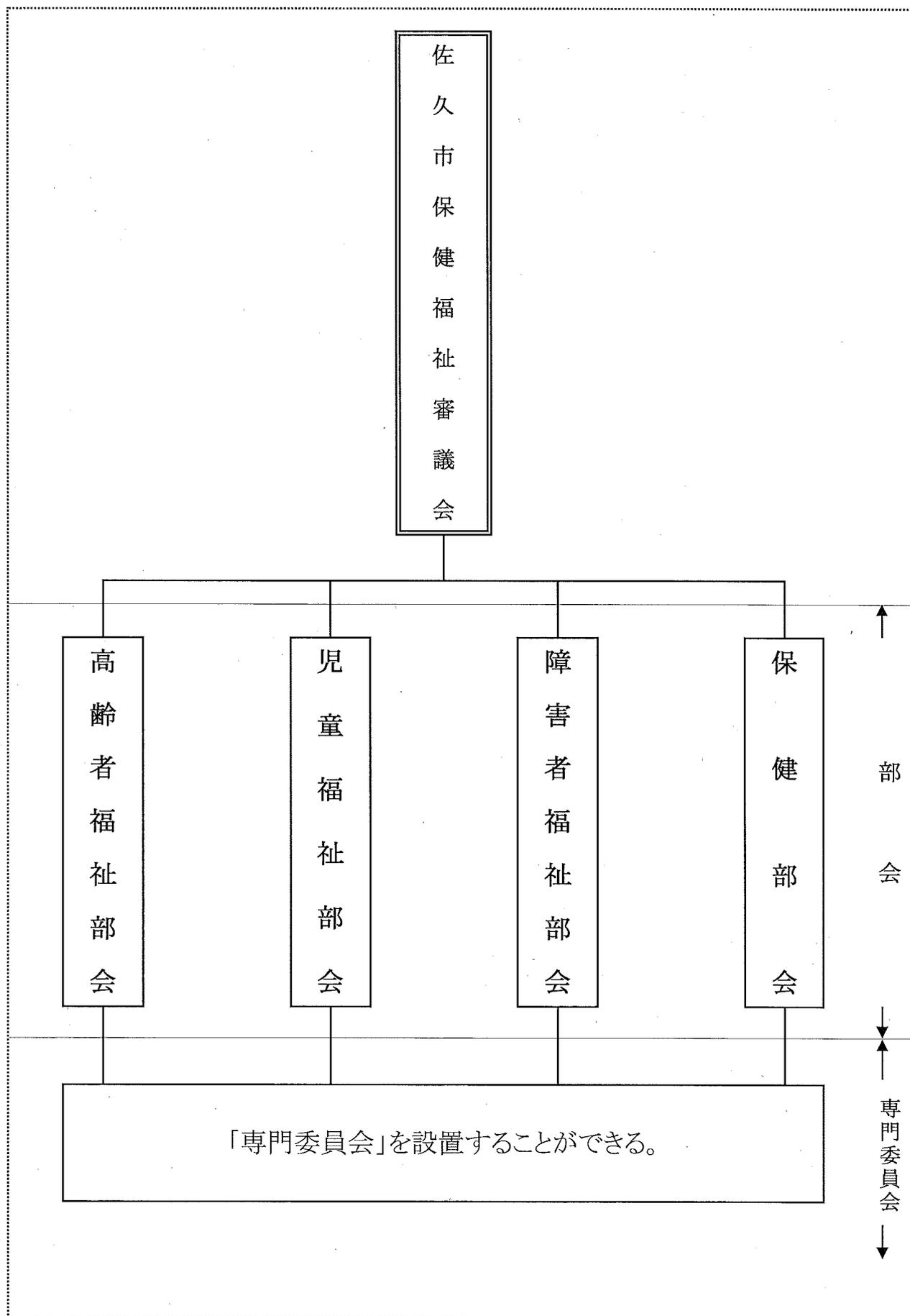
2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成22年3月29日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図



❖佐久市自殺対策総合計画（骨子案）

1 計画策定の目的

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことの出来る社会的な問題です。
佐久市では、すべての市民が連帯感を持ち「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない『佐久市』の実現」を目指します。

2 背景

- ・日本の自殺死亡者数 → 平成10年以降14年間連続3万人超。
- ・自殺対策基法施行（平成18年） → 自殺は「個人の問題」から「社会問題」へ。
※ 以降、減少傾向となるものの、現在でも2万人を超える水準。
- ・自殺対策基法が改正（平成28年4月） → 全自治体に自殺対策計画の策定を義務付け。
※ 地域レベルでの自殺対策をさらに推進。
- ・現在の佐久市での実施事業 → 「佐久市自殺対策連絡協議会」「佐久市自殺対策関係課連絡会議」等の支援者連携、「心のほっとライン・佐久」（フリーダイヤルの相談直通電話）等の自殺リスク者への支援など、16の事業を実施。
- ・佐久市自殺対策総合計画策定 → 佐久市における自殺の実態分析を実施。
※ より実態を踏まえた自殺対策を推進。

自殺総合対策における基本認識

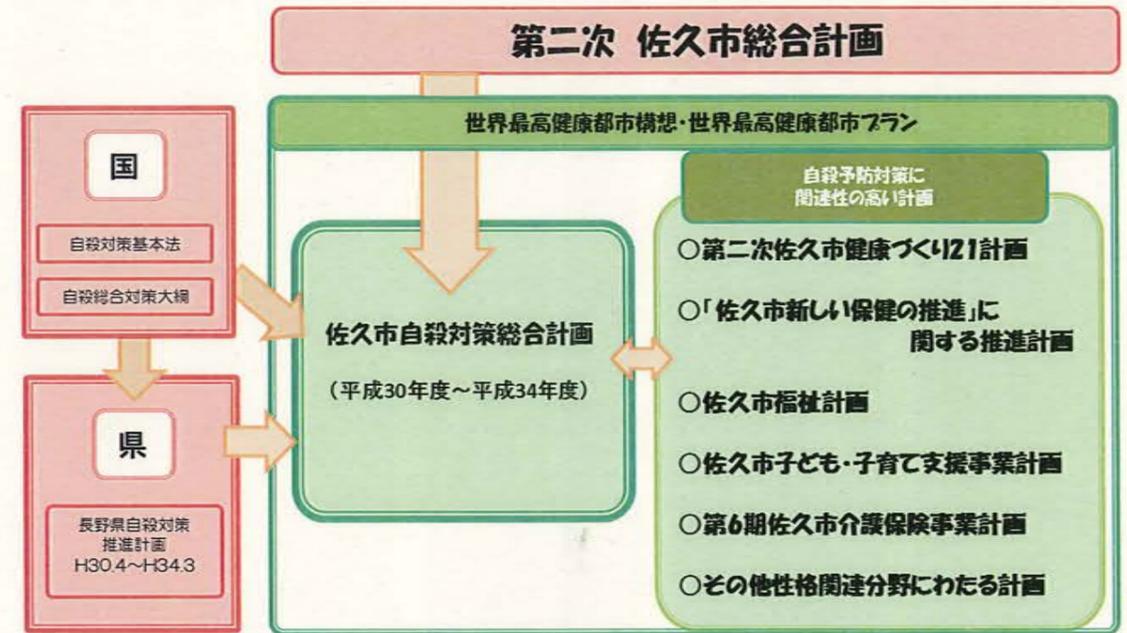
- ❖ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である
- ❖ 年間自殺者数は横ばいで推移しており、自殺対策は継続して取り組むべき課題である
- ❖ PDCAサイクルを通じて、実践的な取り組みを地域レベルで推進する

3 計画の期間

- ・平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

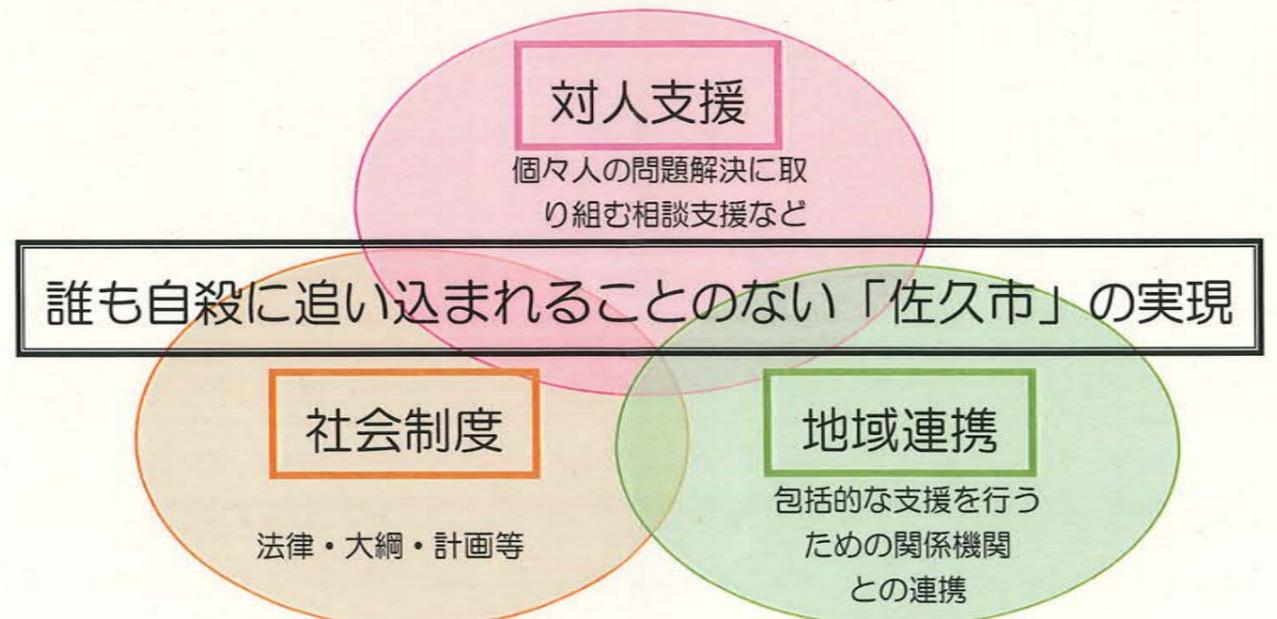
4 計画の位置づけ

- ・この計画は、中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、第二次佐久市総合計画の佐久市が目指す将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向けた、本市の自殺対策の基本となる計画です。
- ・関連性の高い計画である「第2次佐久市健康づくり21計画」や「佐久市福祉計画」等との整合を図ります。



5 自殺対策における連携の考えかた

- ❖ 社会制度・地域連携・対人支援の3つのレベルの有機的連携（密接な関係）による総合的な自殺対策の推進を目指す



自殺対策における重点施策

重点施策1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

❖自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る問題であることについて住民の理解の促進を図る。

《具体的な取り組み》

- ・自殺予防週間および自殺対策強化月間における啓発活動の推進
- ・広報等の媒体による自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

重点施策2 自殺対策に係る人材の確保、養成及び 資質の向上を図る

❖様々な分野において生きることの包括的な支援に関わる専門家や支援者を自殺対策に係る人材として確保、養成する。

《具体的な取り組み》

- ・様々な分野でのゲートキーパー養成
- ・定期的な情報交換会の実施などによる自殺対策従事者への心のケアの推進

重点施策3 社会全体の自殺リスクを低下させ、 環境の整備を行う

❖「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、併せて「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取り組みを推進する。

《具体的な取り組み》

- ・相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
- ・生活困窮者への支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実

重点施策4 民間団体との連携を強化する

❖地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っているため、実践的な連携の確立を行う。

《具体的な取り組み》

- ・地域における自殺対策関係機関、団体等との連携の強化

重点施策5 子ども・若者の自殺対策を推進する

❖国の自殺死亡率は、近年、全体として低下傾向にあるものの、20歳未満はおおむね横ばい、20～30歳代は他の年代と比べ減少率が低い状況となっているため、自殺対策を推進する必要がある。

《具体的な取り組み》

- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・インターネットメールやSNSの利用を含めた、若者の特性に応じた支援の充実



*今後の計画策定については、国から示される計画策定ガイドライン、政策パッケージ等をもとに計画に反映していく

自殺対策の数値目標

➤平成34年までに、自殺死亡率を15.2以下（平成27年比で20%減少）

※ 県 ⇒ 平成34年までに、14.5以下（平成27年比で20%減少）

※ 国 ⇒ 平成38年までに、13.0以下（平成27年比で30%減少）

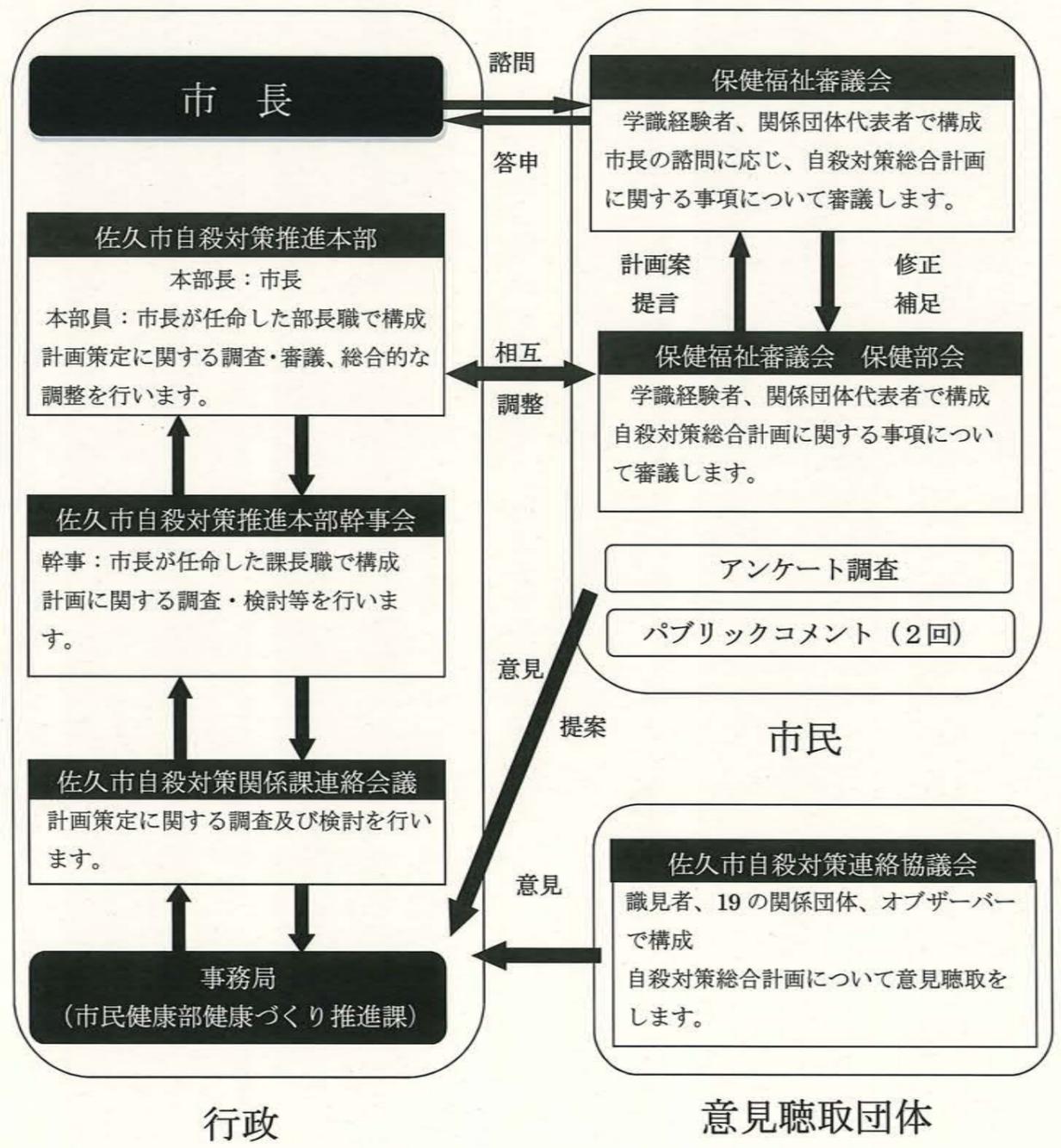
➤ゲートキーパーの認知度など自殺死亡率以外の指標も設定し、自殺対策の効果を把握する

8

市民参画と策定体制

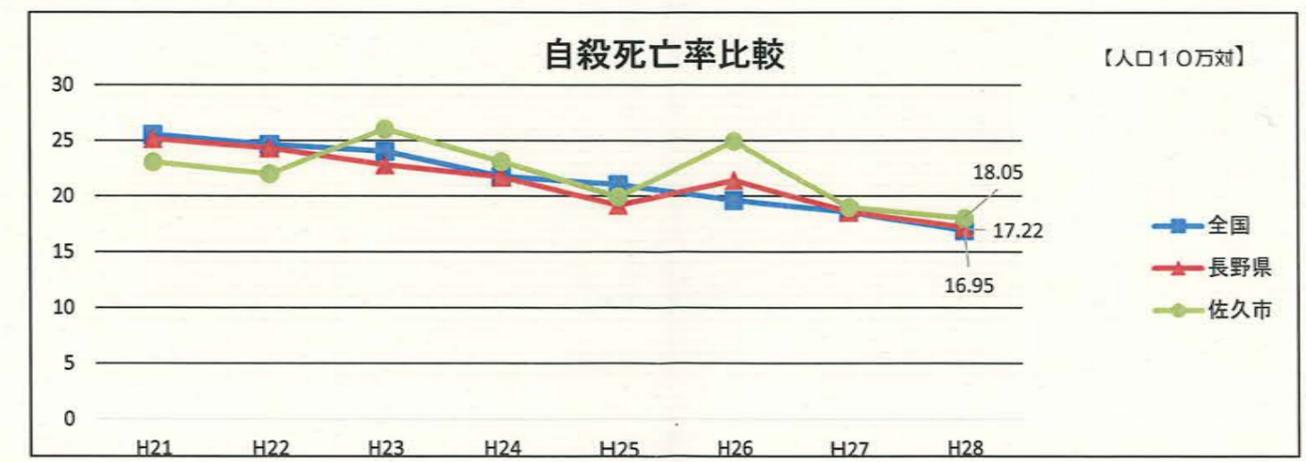
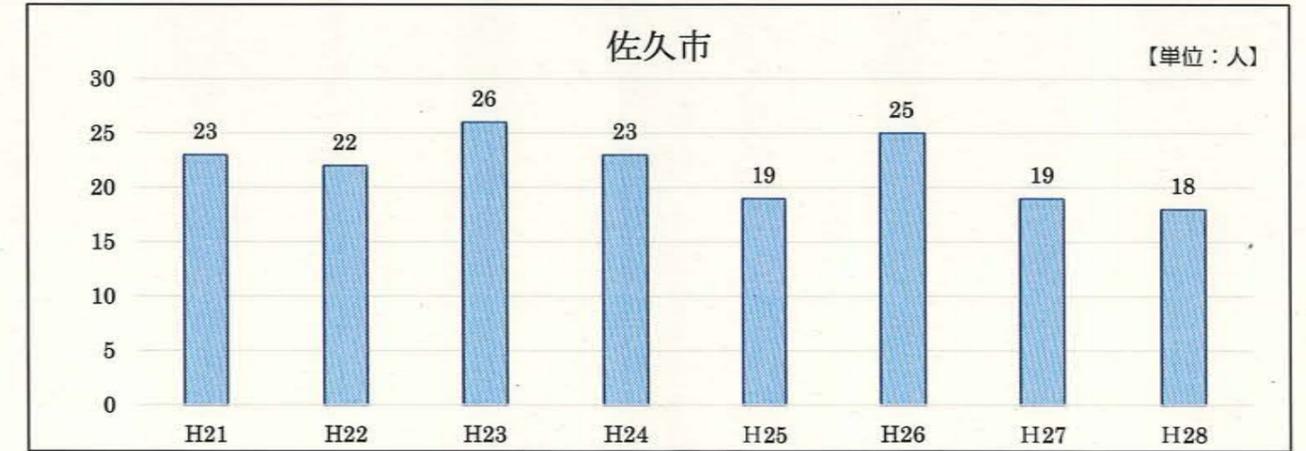
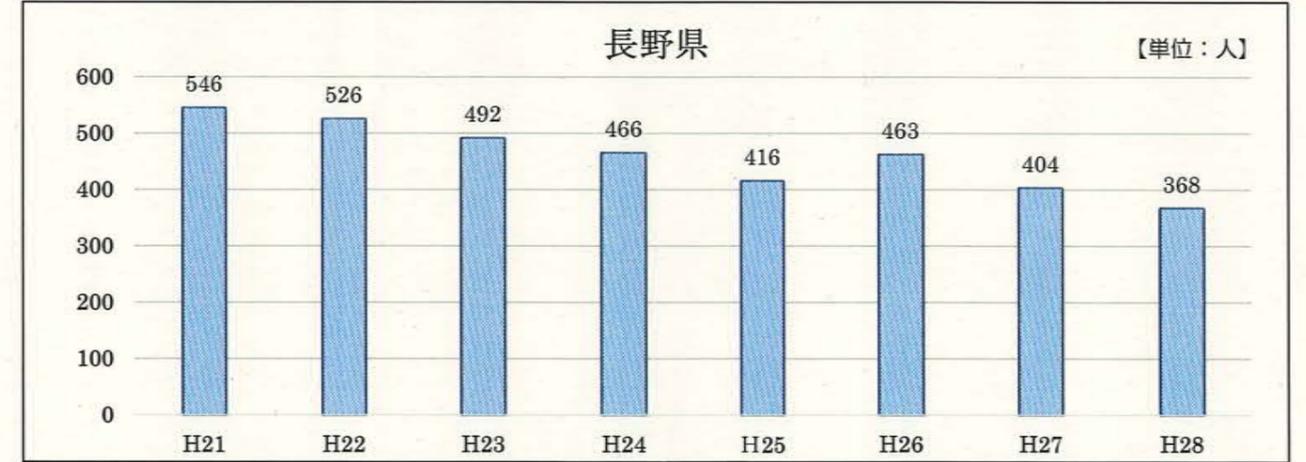
市民参画や庁内体制等により、計画策定を進めていくものとします。

<策定体制図>

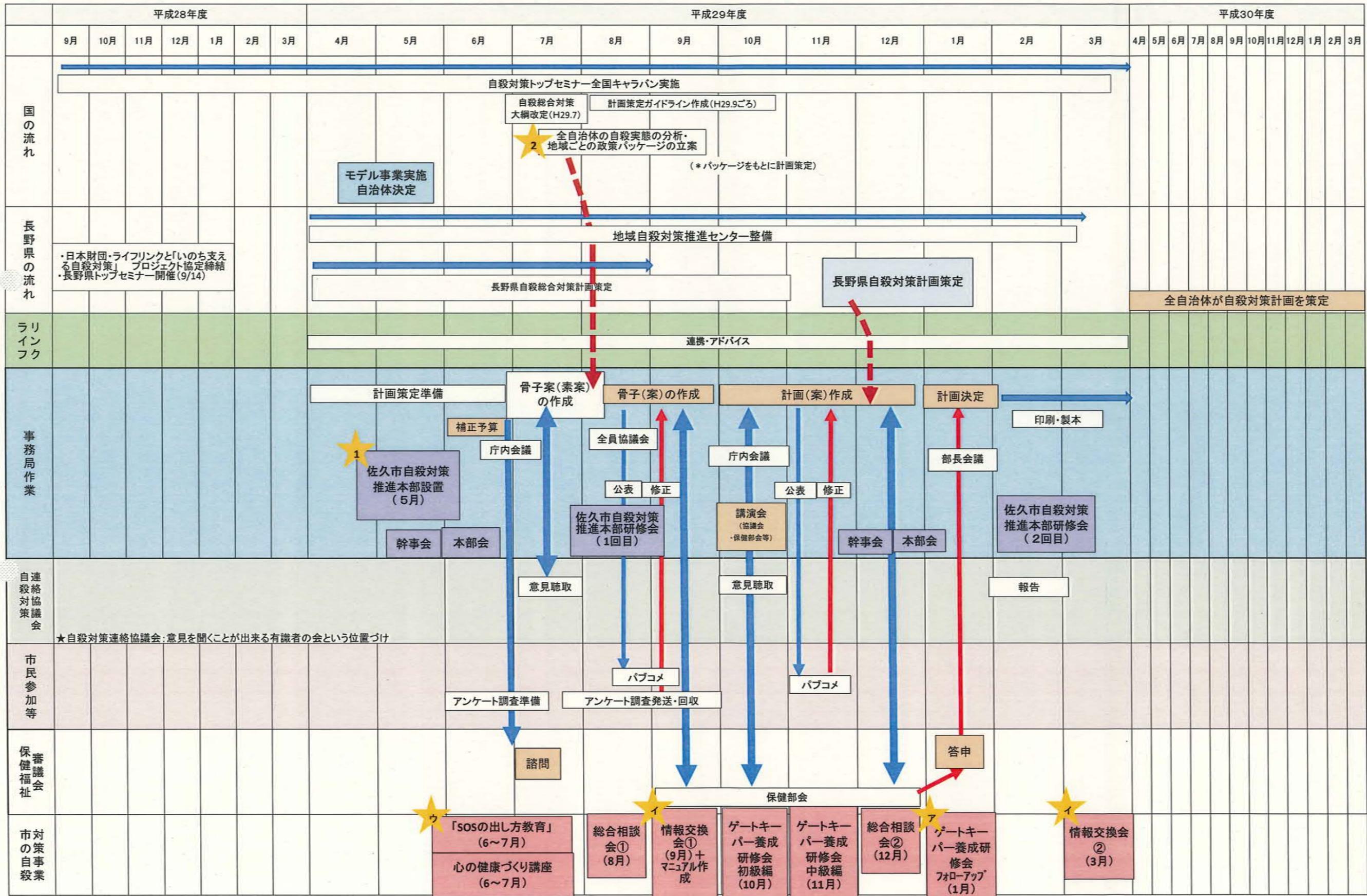


資料：自殺者数の推移

出典：内閣府・厚生省 自殺の基礎資料



佐久市自殺対策総合計画策定スケジュール(案)



* 情報交換会: 保健師や相談員など支援するための体制の構築